

岩倉市障害福祉サービス等支給決定基準（素案）について

1 支給決定基準策定の背景と目的

(1) 策定の背景と目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び関係法令に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等の支給決定事務等について（事務処理要領）」において、各市町村が障害福祉サービス等の支給決定基準を設けることが適当とされています。

本市においても、セルフプランにより障害福祉サービス等利用者の増加、利用者ニーズの多様化に伴い、障害福祉サービス等の支給決定における透明性・公平性の確保、利用者の心身の状況や生活環境に応じた適切な支給量の決定を目的として、岩倉市障害福祉サービス等支給決定基準を策定します。

2 岩倉市障害福祉サービス等支給決定基準（素案）の考え方

(1) 基本的な考え方

素案の作成にあたり、障害福祉サービスについては、国庫負担基準を支給量の単位で割り返した量や各ガイドライン、近隣市等の状況を参考としており、基本的な考え方において他自治体と大きく異なるものではありません。

一方で、障害児通所給付費（児童発達支援及び放課後等デイサービス）については、近年、新規利用者及びセルフプラン率が特に増加しており（資料3参照）、当該セルフプランにおいて支給量を定量的に設定する必要があることから、真に必要なサービス量の確保と公平性の担保のため、本市における標準的な支給量を定め、当該支給量を超える利用をする場合は、通常の実給決定に必要な調査等に加えて、理由書の提出を求め、より詳細に事情を把握した上で審査が行えるよう企図しています。

3 支給決定基準の内容

(1) 基準支給量一覧

① 訪問系サービス：素案別表参照

・こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号）第2号ロに掲げる単位数について、各サービスの1時間毎の単位で割り返し、設定しました（重度訪問介護等包括支援を除く）。介護保険給付対象者に関する単位数については、居宅介護等において適用した場合、時間数が極めて少なくなることから、重度訪問介護、行動援護及び重度訪問介護等包括支援に限り設定しました。

また、日中活動系サービスとの併給に係る単位については、本市における利用状況を鑑み、素案においては採用しませんでした。

- ② 日中活動系サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援

基準支給量	備考
当該月の日数 - 8日	「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日付け障発第0928001号）に基づく例外あり

- ③ 居住系サービス等：療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援

基準支給量
当該月の日数

- ④ 短期入所

基準支給量
7日

・令和6年度における1月の1人当たりの利用実績は平均して4～7日であり、また、週1日程度の介護者のレスパイトに祝日分を加味すると5日+2日で7日程度が妥当だと考えられること、近隣の春日井市、一宮市等の支給決定基準においても7日となっていることから、7日としました。

- ⑤ 児童通所支援（本市独自基準）

サービス種類	基準支給量	手帳等交付者の基準支給量
児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	10日	23日

※手帳等交付者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医療受給者証の交付を受けた者その他市長が定める者

・本市における令和6年度の児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用状況は以下のようになっています。

サービス種類	支給決定量 中央値（平均値）	利用実績 中央値（平均値）
児童発達支援	15日（14.9日）	7日（7.4日）
放課後等デイサービス	20日（18.3日）	10日（10.5日）

支給決定量と利用実績には概ね2倍の差が見られることから、これを適正化するため、基準となる支給量を定め、当該支給量を超えた支給量を申請した場合、通常の支給決定に必要な調査等に加えて、理由書の提出を求め、より詳細に事情を把握した上で審査を行うこととします。

基準となる支給量については、通常、支給量を5の倍数（1月を5週で換算）としていることから、利用実績を鑑み、児童発達支援、放課後等デイサービスを通じて10日とすることとします。

一方で、障害者手帳等が発行されている者については、発行の過程で支援の必要性が審査されているものとし、23日を超える申請までは、理由書を求めないこととします。

⑥ 保育所等訪問支援

基準支給量
2日

保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）において、「保育所等訪問支援は、市町村において、2週間に1回程度、ひと月に2回程度の支給量を基本と想定して支給決定されている。」とあることから、基準支給量としては2日としました。

4 基準支給量を超える支給の取扱い

(1) 基本原則

市長は、理由書（様式あり）の提出を受けた上で、緊急その他やむを得ない事情により必要と認めるときは、基準支給量を超えて支給量を決定することができます。

(2) 理由書に記載すべき事項

- ① 本人の心身の状況
- ② 家族・介護者の状況（就労状況など）
- ③ 支給決定基準を超過する必要がある特段の事情
- ④ その他特記事項（事業所の意見など）

(3) 審査について

理由書の提出を受け、対象者の状況、保護者の状況、環境要因等を総合的に判断し、支給決定を行います。理由書の記載段階でヒアリングを行い、相当程度の適正化が図られることを想定しています。

5 支給決定等の開始日

(1) 原則

調査日等※	支給決定等の開始日
1日～15日	翌月1日
16日～末日	翌月16日

※調査日等：調査があった日又はサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出があった日

(2) 例外

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項の規定により意見を求めたとき及び緊急その他やむを得ない事情により市長が認めるとき。

6 今後検討すべき事項

本素案では支給量に関する事項のみを記載していますが、今後、以下の事項についても検討が必要です。

- ・介護保険対象者に係る規定
- ・就労系サービスの年齢制限
- ・就労系サービスの在宅利用に関する手続き
- ・その他必要な事項

→ 自立支援協議会の全体会や各部会等で意見をいただきながら、段階的に整備を進めます。

7 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年2月	相談支援部会、運営会議で意見聴取（済）
令和8年2月18日	地域自立支援協議会全体会（本日）
令和8年3月～9月	各部会、障害支援区分認定審査会、障害者計画推進委員会等で意見聴取・議論、周知期間
令和8年10月（予定）	施行

国庫負担基準単位内訳（特別地域加算を除く）

		a	b	c	
区	分	区分ごとの単位	1時間毎の報酬単	a/b	基準支給量
(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者					
(一)	(二)に掲げる者以外のもの	96,480	—		
(二)	介護保険給付対象者	67,680	—		
(2) 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの					
(一)	(二)に掲げる者以外のもの	74,310	—		
(二)	介護保険給付対象者	45,510	—		
(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）					
(一)	(二)から(四)までに掲げる者以外のもの				
a	区分六に該当する者	62,050	186	334	334
b	区分五に該当する者	36,270	186	195	195
c	区分四に該当する者	28,940	186	156	156
d	区分三に該当する者	23,110	186	124	124
(二)	介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）				
a	区分六に該当する者	22,910	186	123	123
b	区分五に該当する者	15,290	186	82	82
c	区分四に該当する者	14,620	186	79	79
d	区分三に該当する者	13,920	186	75	75
(三) 生活介護サービス費等を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）					
a	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	28,730			
b	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	20,810			
c	区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	17,610			
d	区分四に該当する者	16,240			
e	区分三に該当する者	12,560			
(四) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者					
a	bからeまでに掲げる者以外のもの	4,260			
b	共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位				
i	区分六に該当する者	17,600			
ii	区分五に該当する者	11,120			
iii	区分四に該当する者	8,660			
c	共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位	4,260			
d	共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位	4,899			
e	経過的家介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（e)に掲げる者を除く。）				
i	区分六に該当する者	16,840			
ii	区分五に該当する者	11,110			
iii	区分四に該当する者	9,030			
iv	区分三に該当する者	7,930			
e	経過的家介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	3,670			
(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）					
(一)	(二)から(四)までに掲げる者以外のもの				
a	区分六に該当する者	36,520	437	84	84
b	区分五に該当する者	28,100	437	64	64
c	区分四に該当する者	21,130	437	48	48
d	区分三に該当する者	15,680	437	36	36
e	障害児	19,950	437	46	46
(二)	介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）	8,820	437	20	20
(三) 生活介護サービス費等を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）					
a	区分六に該当する者	23,840			
b	区分五に該当する者	19,780			
c	区分四に該当する者	15,580			
d	区分三に該当する者	11,960			
e	区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	8,820			
f	障害児	19,950			
(四) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）					
a	b及びcに掲げる者以外のもの	2,590			
b	経過的家介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（c)に掲げる者を除く。）				
i	区分六に該当する者	11,680			
ii	区分五に該当する者	8,470			
iii	区分四に該当する者	6,620			
iv	区分三に該当する者	5,660			
c	経過的家介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	2,060			
(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者を除く。）					
(一)	(二)及び(三)、(五)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）				
a	区分六に該当する者	28,800			
b	区分五に該当する者	20,980			
c	区分四に該当する者	14,320			
d	区分三に該当する者	9,190			
e	区分二に該当する者	7,270			
f	区分一に該当する者	6,410			
g	障害児	13,270			
(二) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(三)、(五)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）					
a	区分六に該当する者	25,500	404	63	63
b	区分五に該当する者	17,730	404	44	44
c	区分四に該当する者	11,070	404	27	27
d	区分三に該当する者	5,890	404	15	15
e	区分二に該当する者	4,010	404	10	10
f	区分一に該当する者	3,100	404	8	8
g	障害児	9,950	404	25	25
(二) ※再掲					
a	区分六に該当する者	25,500	197	129	129
b	区分五に該当する者	17,730	197	90	90
c	区分四に該当する者	11,070	197	56	56
d	区分三に該当する者	5,890	197	30	30
e	区分二に該当する者	4,010	197	20	20
f	区分一に該当する者	3,100	197	16	16
g	障害児	9,950	197	51	51
(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（(五)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除		22,450			
生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（特別地域加算対象者）（(五)に掲げる者及び介		25,818			
(四) 介護保険給付対象者（(五)に掲げる者を除く。）					
a	区分六に該当する者	1,810			
b	区分五に該当する者	1,100			
(五) 経過的家介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（介護保険給付対象者を除く。）					
a	区分六に該当する者	9,810			
b	区分五に該当する者	6,540			
c	区分四に該当する者	4,680			
d	区分三に該当する者	3,710			
e	区分二に該当する者	1,400			

(6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者）であって、共同生活援助サービス費のイ若しくはロまで又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	2,450			
居宅介護に係る支給決定を受けた者（居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者）であって、共同生活援助サービス費のイ若しくはロまで又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者（特別地域加算対象者）（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	2,818			
(7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）				
(一) 重度訪問介護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの				
a 区分六に該当する者	13,760			
b 区分五に該当する者	10,000			
c 区分四に該当する者	7,820			
(二) 同行援護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの				
a 区分六に該当する者	3,550			
b 区分五に該当する者	3,550			
c 区分四に該当する者	3,550			
(三) 行動援護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（(一)に掲げる者を除く。）				
a 区分六に該当する者	12,150			
b 区分五に該当する者	8,370			
c 区分四に該当する者	6,140			
(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）				
(一) 区分六に該当する者	9,690			
(二) 区分五に該当する者	5,940			
(三) 区分四に該当する者	3,750			
(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者（(2)から(8)までに掲げる者のうち以下の(一)から(四)までに掲げる単位数以上で算定されるものを除く。）				
(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの				
a 区分六に該当する者	13,870	302	46	46
b 区分五に該当する者	13,870	302	46	46
c 区分四に該当する者	13,870	302	46	46
d 区分三に該当する者	13,870	302	46	46
e 区分二に該当する者	13,870	302	46	46
f 区分一に該当する者	13,870	302	46	46
g 区分なし	13,870	302	46	46
h 障害児	13,870	302	46	46
(二) 介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）	13,870	302	46	46
介護保険給付対象者（特別地域加算対象者）（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）	15,951			
(三) 生活介護サービス費等を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）				
a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
c 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
d 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
e 区分二に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
f 区分一に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
g 区分なしに該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	13,870			
h 区分なしから区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	13,870			
i 障害児	13,870			
(四) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）				
a b及びcに掲げる者以外のもの	3,800			
b 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（cに掲げる者を除く。）				
i 区分六に該当する者	3,100			
ii 区分五に該当する者	3,100			
iii 区分四に該当する者	3,100			
iv 区分三に該当する者	3,100			
v 区分二に該当する者	3,100			
c 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象であるもの	3,100			

岩倉市障害福祉サービス等支給決定基準 素案

1 基準の適用範囲

本基準の適用範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する支給決定及び法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「支給決定等」という。）及び関係法令並びに法第19条第1項に規定する介護給付費等及び法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付費等並びに児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の支給の要否、支給量その他支給決定等に関し必要な事項とする。

2 用語の定義

用語は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）並びに児童福祉法において使用する用語の例による。

3 基準支給量

- (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号）第2号ロに掲げる単位数から算出した量を参酌して市長が定める量（別表）

- (2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援及び就労継続支援）

当該月の日数から8を控除した日数（日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成18年9月28日付け障障発第0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）2の（2）により、利用日数の例外に該当すると認められる場合を除く。）

- (3) 療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助並びに地域移行支援及び地域定着支援

当該月の日数

- (4) 短期入所

7日

- (5) 児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援

10日（当該障害児が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳又は第6条第1号に掲げる療育手帳、同条第2号に掲げる精神障害者保健福祉手帳若しくは同条第3号に掲げる医療受給者証の交付を受けた場合その

他市長が定める場合にあつては、２３日)

(6) 保育所等訪問 ２日

4 支給量の決定等

- (1) 市長は、支給量の決定において、市に提出されたサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を踏まえ、当該障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援の利用に伴う当該障害者又は障害児の生活の状況を具体的に想定し、３に定める基準支給量の範囲内で、適切な支給量を決定する。
- (2) すでに基準支給量を超えた支給量で支給決定を受けている障害者又は通所給付決定を受けている障害児の保護者が引き続き当該介護給付費等又は障害児通所給付費等の支給を申請した場合は、当該介護給付費等又は障害児通所給付費等に係る基準支給量の範囲内で支給量を決定するよう努めるものとする。
- (3) (1)及び(2)に関わらず、市長は、理由書（様式）の提出を受けた上で、緊急その他やむを得ない事情により必要と認めるときは、基準支給量を超えて支給量を決定することができるものとする。
- (4) 支給量の決定については、支給決定等の変更の決定について準用する。

5 支給決定等の開始日

- (1) 支給決定等の効力は、法第２０条第２項若しくは法第５１条の６第２項において準用する法第２０条第２項又は児童福祉法第２１条の５の６第２項に規定する調査があった日（法第２２条第４項若しくは第５１条の７第４項の規定によりサービス等利用計画案又は児童福祉法第２１条の５の７第４項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求めた場合にあつては、当該サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出があった日）（以下この項において「調査日等」という。）の属する月の翌月の１日（当該調査日等が１６日から末日までである場合にあつては、当該調査日等の属する月の翌月の１６日）から有するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ① 法第２２条第２項の規定により意見を求めたとき。
 - ② 緊急その他やむを得ない事情により市長が認めるとき。
- (2) 法第２８条第１項各号に掲げる障害福祉サービス及び共同生活援助に係る支給決定の効力は、前項の規定にかかわらず、政令第１０条第２項による市町村審査会による審査及び判定を受けた日が属する月の翌月の１日（市長が特に必要と認めた場合にあつては、当該審査及び判定を受けた日の翌日）から有するものとする。ただし、法第２２条第４項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求めた場合は、この限りでない。
- (3) 支給決定等の開始日の規定は、支給決定等の更新及び変更の決定について準用する。

別表

訪問系サービス支給決定基準量

障害支援区分 サービス内容	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
居宅介護 (身体介護中 心)	8 時間	10 時間	15 時間	27 時間	44 時間	63 時間	25 時間
居宅介護 (家事援助中 心)	16 時間	20 時間	30 時間	56 時間	90 時間	129 時間	51 時間
重度訪問介護			124 (75) 時間	156 (79) 時間	195 (82) 時間	334 (123) 時間	
同行援護	46 時間 (区分なし含む)						
行動援護			36 (20) 時間	48 (20) 時間	64 (20) 時間	84 (20) 時間	46 時間
重度訪問介護 等包括支援						96, 480 (67, 680) 単位	

※ () 内の数字については、介護保険給付対象者の支給決定基準量。

様式

支給決定基準を超える理由書

対象者	受給者番号 (更新のみ)										
	ふりがな										
	氏 名										
	生年月日	年 月 日									
	障害種別	身体 (級) ・ 知的 (療育手帳) ・ 精神 (級) 自立支援医療 難病 ()									
支給決定基準を超えて 利用を希望するサービスの種類及び必要量											
本人の心身の状況											
家族・介護者の状況 (就労の状況など)											
支給決定基準を超過する必要がある特段の事情											
その他特記事項 (事業所の意見など)											

上記のとおり、理由書を提出します。

年 月 日 申請者氏名_____

※この理由書は支給基準時間を超える支給量の必要性について判断するための資料になりますので、
できる限り詳しく記入してください。欄が不足する場合は、別紙を添付することもできます。